



# 鳥取県公報

平成16年6月1日(火)  
第7590号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 告 示 | 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (433) (健康対策課) .....      | 1 |
|     | 特定計量器の定期検査の実施 (434) (経済交流課) .....           | 1 |
|     | 家畜伝染病の発生 (435) (畜産課) .....                  | 2 |
|     | 土地改良区の定款の変更の認可 (436) (耕地課) .....            | 2 |
|     | 県営土地改良事業の工事の完了 (437) ( " ) .....            | 2 |
|     | 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (2件) (438・439) (水産課) ..... | 3 |
|     | 土地改良区の役員の就退任 (440) (鳥取地方農林振興局) .....        | 3 |
| 公 告 | 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の実施 (消防課) .....           | 4 |

## 告 示

### 鳥取県告示第433号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名称     | 所在地      | 辞退年月日      |
|--------|----------|------------|
| 本田内科医院 | 米子市昭和町71 | 平成16年5月10日 |

### 鳥取県告示第434号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 実施区域 | 実施期日  | 実施時間              | 実施場所                            |
|------|---|-------------------|---------------------------------|
| 倉吉市  | 平成16年7月1日(木)                                    | 午前10時から<br>午後3時まで | 倉吉市住吉町77-1<br>倉吉市勤労青少年ホーム       |
| 〃    | 平成16年7月2日(金)                                    | 〃                 | 〃                               |
| 〃    | 平成16年7月6日(火)                                    | 〃                 | 〃                               |
| 〃    | 平成16年7月7日(水)                                    | 〃                 | 〃                               |
| 〃    | 平成16年7月15日(木)                                   | 午後1時から<br>午後3時まで  | 〃                               |
| 〃    | 平成16年8月2日(月)から同月<br>31日(火)までの日(日曜日、土曜<br>日を除く。) | 午前9時から<br>午後4時まで  | 鳥取市東町一丁目220<br>鳥取県商工労働部経済交流課計量係 |

**鳥取県告示第435号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 区分 | 頭数 | 発生場所      | 発生年月日      |
|----------|-------|----|----|-----------|------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患畜 | 1  | 倉吉市下米積438 | 平成16年5月24日 |

**鳥取県告示第436号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成16年5月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第437号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 土地改良事業の名称                | 工事完了年月日    |
|--------------------------|------------|
| 県営中山間地域総合農地防災事業南方地区農業用排水 | 平成15年3月28日 |
| 県営中山間地域総合農地防災事業南方地区土留    | 平成16年3月26日 |
| 県営ふるさと農道緊急整備事業河原地区農道整備   | 平成16年3月29日 |

**鳥取県告示第438号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条の規定により告示する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 聴聞の日時 平成16年6月11日（金）午後1時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

**鳥取県告示第439号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第54条第1項の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項において準用する同規則第52条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条の規定により告示する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 聴聞の日時 平成16年6月11日（金）午後4時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第54条第1項の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

**鳥取県告示第440号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年6月1日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 松 下 周 吉

## 退任した役員の氏名及び住所

|    |         |                 |
|----|---------|-----------------|
| 理事 | 中 島 宏 和 | 岩美町大字大谷664      |
| "  | 原 田 時 晴 | 岩美町大字大谷630      |
| "  | 澤 貴 志   | 岩美町大字大谷1555 - 4 |
| "  | 前 田 彰   | 岩美町大字大谷619      |
| "  | 大 西 勇   | 岩美町大字大谷1881 - 1 |
| "  | 澤 紀 嘉   | 岩美町大字大谷329      |
| "  | 日 比 重 行 | 岩美町大字大谷486      |
| "  | 澤 延 美   | 岩美町大字大谷450      |
| "  | 澤 秀 章   | 岩美町大字大谷453      |
| "  | 澤 壽 則   | 岩美町大字大谷610      |

|    |   |     |                  |
|----|---|-----|------------------|
| "  | 澤 | 敬   | 岩美町大字大谷533 - 2   |
| "  | 澤 | 壽美  | 岩美町大字大谷523       |
| "  | 澤 | 良市  | 岩美町大字大谷675       |
| "  | 澤 | 孝也  | 岩美町大字大谷641       |
| "  | 濱 | 口重雄 | 岩美町大字大谷820       |
| "  | 澤 | 淳史  | 岩美町大字大谷815       |
| "  | 田 | 中節照 | 岩美町大字大谷1871 - 1  |
| "  | 前 | 根達雄 | 岩美町大字大谷1916      |
| 監事 | 澤 | 貢   | 岩美町大字大谷834 - 2   |
| "  | 澤 | 口宏  | 岩美町大字大谷449 - 1   |
| "  | 澤 | 武志  | 岩美町大字大谷2182 - 13 |

平成16年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

|    |   |     |                  |
|----|---|-----|------------------|
| 理事 | 中 | 島宏和 | 岩美町大字大谷664       |
| "  | 原 | 田時晴 | 岩美町大字大谷630       |
| "  | 澤 | 貴志  | 岩美町大字大谷1555 - 4  |
| "  | 前 | 田彰  | 岩美町大字大谷619       |
| "  | 大 | 西勇  | 岩美町大字大谷1881 - 1  |
| "  | 澤 | 紀嘉  | 岩美町大字大谷329       |
| "  | 日 | 比重行 | 岩美町大字大谷486       |
| "  | 澤 | 延美  | 岩美町大字大谷450       |
| "  | 澤 | 秀章  | 岩美町大字大谷453       |
| "  | 澤 | 壽則  | 岩美町大字大谷610       |
| "  | 澤 | 鉄實  | 岩美町大字大谷547 - 3   |
| "  | 澤 | 壽美  | 岩美町大字大谷523       |
| "  | 澤 | 良市  | 岩美町大字大谷675       |
| "  | 澤 | 孝也  | 岩美町大字大谷641       |
| "  | 濱 | 口重雄 | 岩美町大字大谷820       |
| "  | 澤 | 淳史  | 岩美町大字大谷815       |
| "  | 田 | 中節照 | 岩美町大字大谷1871 - 1  |
| "  | 前 | 根達雄 | 岩美町大字大谷1916      |
| 監事 | 澤 | 貢   | 岩美町大字大谷834 - 2   |
| "  | 澤 | 口宏  | 岩美町大字大谷449 - 1   |
| "  | 澤 | 武志  | 岩美町大字大谷2182 - 13 |

平成16年4月1日就任 任期4年

---

公 告

---

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成16年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における給油所以外のものを除く。）において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

### 2 講習の日時及び場所

- |     |               |                    |
|-----|---------------|--------------------|
| (1) | 平成16年8月23日(月) | 午前9時30分から午後0時30分まで |
|     | 鳥取市東町一丁目220   | 鳥取県庁講堂             |
| (2) | 平成16年8月24日(火) | 午前9時30分から午後0時30分まで |
|     | 倉吉市東巖城町2      | 鳥取県中部総合事務所講堂       |
| (3) | 平成16年8月31日(火) | 午前9時30分から午後0時30分まで |
|     | 鳥取市東町一丁目220   | 鳥取県庁講堂             |
| (4) | 平成16年9月2日(木)  | 午後1時30分から午後4時30分まで |
|     | 米子市鞆町一丁目160   | 鳥取県西部総合事務所講堂       |
| (5) | 平成16年9月3日(金)  | 午後9時30分から午後0時30分まで |
|     | 米子市鞆町一丁目160   | 鳥取県西部総合事務所講堂       |

### 3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成16年7月12日(月)から同月23日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-23-2461）に提出すること。（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による場合は、平成16年7月23日(金)までの消印又は消印に準ずるもので信書便の通信日付を証するもののあるものに限り受け付ける。）

### 4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### 5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

